

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年2月24日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100894号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100121号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年12月21日から同年11月21日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和63年11月21日から同年12月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和63年11月21日から同年12月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における昭和63年11月21日から同年12月21日までの期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和63年11月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年11月21日から同年12月21日まで

請求期間について、勤務していたB社のC支店がA社に名称変更したと記憶しているが、勤務地や業務内容に変化はなく、1日も期間を空けることなく継続して勤務した。

年金記録を見ると1か月の空白期間となっているので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 雇用保険の記録及び請求者から提出された給与明細書から判断すると、請求者が請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及び同社の後継事業所であるD社(請求期間当時は、B社)は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の解散時の事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない

と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間の標準報酬月額について、前述の給与明細書及び日本年金機構の回答から、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額より高い額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び日本年金機構の回答から、13万4,000円とすることが妥当である。

ただし、昭和63年11月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100726号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100122号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年1月1日から昭和33年12月31日まで

私が16歳から22歳頃までの期間に、A社において、B職として乗船し勤務した。しかし、年金記録を見ると、A社に係る船員保険被保険者記録がない。給与から船員保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、C県D港において、A社にB職として雇われた旨主張するものの、乗船した船舶名を記憶しておらず、日本年金機構の記録において、C県に同一名称の船員保険船舶所有者は見当たらないことから、船舶所有者を特定できず、当該船舶所有者に対し、請求者の勤務実態及び船員保険料控除の有無について、照会することができない。

また、C県D港を管轄するE運輸局の担当者は、下船時に提出される乗組員名簿の保管期限は2年となっており、データとして記録しているものでもないことから、請求者の請求期間に係る船員の状況について、確認できない旨陳述している。

さらに、請求者は、A社で勤務した後に、実家のF県に戻り、数か月間だけ*漁業協同組合に勤務(同組合における請求者の船員保険被保険者記録は昭和32年5月1日から同年7月30日まで)したが、同組合で勤務した後にA社で勤務したことはないと思う旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として、請求期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100794号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100123号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は26万4,000円、同年12月5日は28万5,000円に訂正することが必要である。
平成15年7月18日及び同年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成15年7月18日及び同年12月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :
2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 平成14年4月1日から同年5月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年3月16日から同年4月1日まで

請求期間①について、A社に平成14年4月1日に入社したが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格の取得年月日が同年5月1日となっているので、取得年月日を同年4月1日に訂正してほしい。

請求期間②及び③について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の賞与の記録が無いので、当該賞与の記録を認めてほしい。

請求期間④について、A社を平成16年3月31日に退社したが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格の喪失年月日が同年3月16日となっているので、喪失年月日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②及び③について、請求者から提出された預金取引明細表、B市から提出された平成16年度の市民税府民税課税台帳及びA社の元役員の回答から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。
また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表等から推認できる賞与額から、請求期間②は26万4,000円、請求期間③は28万5,000円とすることが妥当である。
なお、事業主が請求者の請求期間②及び③の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、A社は既に破産手続が終了している上、元事業主に照会したものの回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、雇用保険の記録、A社の元従業員の回答及び請求者から提出された預金取引明細表により、請求者は、請求期間①において同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、請求者と同じ日の平成14年4月1日にA社に入社した同僚として請求者から名前が挙がった者及び同日に同社に入社した旨回答している者は、いずれも雇用保険の資格取得年月日が同日となっている一方、厚生年金保険の資格取得年月日は同年5月1日となっていることから、同社は、請求者の厚生年金保険の資格取得年月日を同年5月1日とする届出を社会保険事務所に行ったことがうかがえる。

また、平成14年4月1日にA社に入社した旨回答している者の給料明細書から、請求期間①に係る厚生年金保険料（同年4月分）は給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、B市から提出された平成15年度の市民税府民税課税台帳に記載されている社会保険料控除額は、請求者のオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料並びに当該課税台帳に記載されている給与支払額に見合う雇用保険料の合計額（平成14年分の年額）と概ね一致している。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 請求期間④について、雇用保険の記録によると、請求者のA社に係る離職年月日は平成16年3月15日であり、当該離職年月日は、厚生年金保険の記録における資格喪失年月日と符合している。

また、オンライン記録において、請求者のA社における資格喪失に係る処理年月日及び健康保険証の回収年月日は、請求期間④中の平成16年3月24日となっている。

さらに、A社の元従業員の回答から、同社の給与締切日は毎月15日と推認できるところ、前述の預金取引明細表により、請求者が、平成16年3月15日までの給与の支払を受けたことを確認できるものの、請求期間④に係る同年3月16日以降の給与の支払を受けたことを確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間④に係る勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100368号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100124号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月18日の標準賞与額を37万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間の賞与記録がないことが分かった。

請求期間について、賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びにA社の元役員及び複数の元同僚等の回答から判断すると、請求者は同社から請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額から、37万7,000円とすることが妥当である。

また、請求期間の賞与支払日については、前述の預金通帳の振込日から、平成15年7月18日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の請求期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100838号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100041号

第1 結論

平成6年4月から平成7年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

平成8年4月から平成9年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年4月から平成7年3月まで
② 平成8年4月から平成9年3月まで

請求期間①については、当時、国民年金保険料の納付が厳しいと思った母が保険料の免除申請をしてくれたが、年金記録では、当該期間は未納期間となっている。

請求期間②については、平成9年頃に当該期間の国民年金保険料1年分をまとめて支払った記憶があるが、年金記録では保険料納付済期間になっていない。

私の年金記録を請求期間①は保険料免除期間に、請求期間②は保険料納付済期間に、それぞれ訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、請求者の母が、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行った旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料の納付の免除を希望する場合は、国民年金保険料免除申請書(以下「免除申請書」という。)の提出が必要となるところ、A市は請求期間①当時の免除申請書(市の控え)及び免除申請書受付処理簿は保管しておらず、請求者が当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったか否かは不明である旨回答している。

また、請求期間①当時において、市町村が免除申請書を受理した場合、当該市町村は、免除申請を行った国民年金被保険者及び当該被保険者の属する世帯の世帯員の所得等を確認した上で、当該被保険者の免除申請についての意見等を付して、免除申請書を管轄社会保険事務所(当時)に進達し、同事務所は、当該所得額等により、その承認の可否を認定し、当該被保険者に通知する取扱いになっていたところ、日本年金機構B事務センターは、請求期間①当時の免除申請書及び承認結果一覧表は保管していない旨回答している。

さらに、国民年金保険料の免除申請が行われた場合は、当該申請に対する承認又は却下の決定が行われ、国民年金保険料免除承認通知書又は却下通知書が国民年金被保険者に送付されることになるが、請求者は、請求期間①当時、国民年金保険料免除承認通知書及び却下通知書のいずれも受け取った記憶はない旨陳述している。

請求期間②について、請求者は、請求期間②に係る国民年金保険料は、市役所から届いた納付書に現金を添えて郵便局において、平成9年頃に過年度納付した旨主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、請求期間②は、申請免除を示す「Z」と記録されている上、A市は、請求期間②当時において、過年度分の国民年金保険料(国庫金)に係る納付書を

交付していなかった旨回答しており、請求者の主張と符合しない。

また、日本年金機構B事務センターは、平成9年度当時、平成8年度の国民年金保険料が未納である被保険者に対し、当該未納期間に係る納付書を送付していたが、保険料免除が承認されている期間に係る納付書は送付していない旨回答している。

さらに、申請免除期間の国民年金保険料を納付する場合には、追納の申出が必要であるところ、請求者は、請求期間②が申請免除期間と記録されていることは知らなかった旨陳述している。

加えて、請求期間②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間を含む期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることを踏まえると、当該期間に係る記録管理に過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を免除されていたこと、及び請求期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、当該各期間について、請求者の国民年金保険料が免除又は納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①の国民年金保険料を免除されていたもの、また、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100114号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100125号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、請求者のF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者のG社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和44年11月頃から昭和45年12月26日まで
② 昭和46年3月21日から同年4月15日まで
③ 昭和46年4月19日から同年10月10日まで
④ 昭和47年1月6日から同年10月1日まで
⑤ 昭和48年6月28日から昭和51年6月6日まで
⑥ 昭和51年6月9日から昭和52年3月1日まで
⑦ 昭和52年3月1日から昭和54年10月1日まで
⑧ 昭和54年10月1日から昭和56年8月1日まで
⑨ 昭和56年8月1日から昭和57年10月1日まで

請求期間①について、A社に勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和45年12月26日となっているので、取得年月日を訂正してほしい。

請求期間②について、A社に勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和46年3月21日となっているので、喪失年月日を訂正してほしい。

請求期間③について、B社に勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和46年10月10日となっているので、取得年月日を訂正してほしい。

請求期間④について、B社に勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失

年月日は昭和47年1月6日となっているので、喪失年月日を訂正してほしい。

請求期間⑤について、C事業所に勤務したが、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和48年6月28日となっているので、喪失年月日を訂正してほしい。

請求期間⑥について、D社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑦について、E社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑧について、F社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑨について、G社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間について、請求対象事業所において厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

請求期間①及び②について、オンライン記録及び商業登記の記録によると、A社は、昭和59年7月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に裁判所の破産宣告がなされている上、同社の元事業主は所在不明であることから、事業所及び事業主に照会を行うことができず、同社における請求者の当該各期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間①又は②にA社における厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち連絡先の判明した者に照会し、複数の者から回答を得られたものの、請求者を知っている者から請求者の請求期間①及び②における勤務をうかがわせる回答を得ることができなかった。

さらに、前述の照会に対する回答において複数の者が名前を挙げた請求期間①及び②当時のA社の給与計算事務及び社会保険事務の担当者は既に死亡していることから、当該者から請求者の当該各期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③及び④について、オンライン記録によると、B社は、昭和53年3月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該各期間当時の同社の事業主及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の事業主は既に死亡していることから、事業所及び事業主に照会を行うことができず、同社における請求者の当該各期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間③又は④にB社における厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち連絡先の判明した者に照会し、複数の者から回答を得られたものの、請求者を知っている者から請求者の請求期間③及び④における勤務をうかがわせる回答を得ることができなかった。

さらに、B社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿（事業所台帳）（以下「被保険者名簿」という。）によると、請求者の健康保険被保険者証が昭和47年1月24日に返納されたことを示す記載が確認できる。

このほか、請求者の請求期間③及び④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑤について、オンライン記録によると、C事業所は、昭和62年11月6日に厚生年

金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の元事業主は所在不明であることから、事業所及び事業主に照会を行うことができず、同事業所における請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間⑤にC事業所における厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち連絡先が判明した者に照会し、複数の者から回答を得られたものの、請求者を知っている者から請求者の当該期間に係る勤務をうかがわせる回答又は陳述を得ることができなかった。

さらに、C事業所に係る被保険者名簿によると、請求者の健康保険被保険者証が昭和48年7月に返納されたことを示す記載が確認できる。

このほか、請求者の請求期間⑤に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑥について、請求者は、D社の所在地はH市であった旨主張しているところ、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにより事業所名称の検索を行ったが、同市において同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、同社の所在地を管轄する法務局に同社に係る法人登記の有無の照会を行ったが、同法務局は、同社の商業登記の記録は見当たらない旨回答している。

また、請求者は、D社における事業主及び同僚の姓を記憶しているが、当該姓からは当該事業主及び同僚を特定することができないことから、当該事業主及び同僚に照会を行うことができず、請求者の請求期間⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除並びに同社が当該期間において厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか否かについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑦について、E社は、請求者の当該期間における勤務及び厚生年金保険料の控除については、資料がなく不明であり、また、同社の当該期間に係る資料である資格取得確認通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、健康保険被扶養者届及び健康保険被保険者標準報酬月額改定通知書を確認したが、当該資料において請求者の名前はなかった旨回答している。

また、オンライン記録において、請求期間⑦にE社における厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち連絡先が判明した者に照会し、複数の者から回答又は陳述を得られたものの、請求者のことを知っている者はおらず、これらの者から請求者の当該期間に係る勤務実態を確認することができなかった。

このほか、請求者の請求期間⑦に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑧について、オンライン記録及び商業登記の記録によると、F社は、平成15年10月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年10月31日に解散している上、同社の元事業主は既に死亡していることから、事業所及び事業主に照会を行うことができず、同社における請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間⑧にF社における厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち連絡先が判明した者に照会し、複数の者から回答を得られたものの、請求者を知っている者の回答からは請求者の同社における具体的な勤務期間について確認することができなかった。

このほか、請求者の請求期間⑧に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑨について、G社は、請求者は当該期間において同社に勤務していない旨回答している上、同社の事業主は、当該期間に在籍していた者の記録が残っており、新卒採用者以外に

中途採用者が数人いたが、請求者の名前はなかった旨陳述している。

また、オンライン記録において、請求期間⑨にG社における厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち連絡先が判明した者に照会し、複数の者から回答又は陳述を得られたものの、請求者のことを知っている者はおらず、これらの者から請求者の当該期間に係る勤務実態を確認することができなかった。

このほか、請求者の請求期間⑨に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①から⑨までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101013号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100126号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年7月頃から同年9月頃まで

請求期間について、A社で基礎工事車両の見習として勤務したのに、国(厚生労働省)の記録では、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間について、A社での給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録によると、A社は、平成25年12月10日に解散している上、請求期間当時の事業主も既に死亡していることから、同社及び同社の元事業主から請求者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、A社の元従業員への照会は、希望しない旨陳述しており、これらの者から、請求者の同社における勤務実態等を聴取することができない。

さらに、B公共職業安定所は、請求者のA社における雇用保険被保険者記録は確認できない旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間において、国民年金第1号被保険者として国民年金保険料を納付している上、C市の回答によると、同市を保険者とする国民健康保険に加入している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。